令和８年９月１４日

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 職員募集要項

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
職員採用試験委員会

1　職種・採用予定人員・受験資格

職　種	採用予定人員	採用予定日	受　験　資　格
理学療法士	１名	随時 （就労時期については、応相談）	昭和４２年４月２日以降生まれで、理学療法士資格を有する方及び取得見込みの方。
看護師	１名	令和９年４月１日	昭和４２年４月２日以降生まれで、看護師資格を有する方及び取得見込みの方。 ※ただし看護師資格は、正看護師に限る。

※　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人は受験できません。

※　当法人は子ども家庭庁が所轄する「保育士特定登録取消者管理システム」に登録しています。

※　本業務へ従事するに当たっては、令和８年１２月２５日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

2　受験申込手続

受付場所	東大阪市社会福祉事業団　事務局　東大阪市立障害児者支援センター　レピラ　１階受付
受付期間	**随時受付** 持参の場合午前９時～午後５時まで（土・日・祝を除く）

提出書類	（１）採用試験申込書（必要事項を記載し、写真貼付）　１通 （２）自己紹介シート・志望動機シート(各２００字程度)　各１通 （３）採用試験受験票（必要事項を記載し、写真貼付）　１通 （４）卒業証明書（卒業証書の写しでも可）または、 令和９年３月卒業見込みの方は卒業見込み証明書　１通 （５）資格証の写し（見込み可）　１通 （６）誓約書　１通 ※１）郵送による申し込みの場合 受付後に受験票を発送しますので、返信用長形３号封筒（110円切手貼付）１枚が必要です。 ※２）メールによる申し込みの場合 ・ メールの件名を「令和８年度職員採用応募」として、jimukyoku@hsj.or.jp宛に応募書類をお送りください。 ・ 申込書及び受験票に写真添付が困難な時は、別途写真データを添付してください。 ・ 申込書下部の記載事項に関する本人署名については、一次試験の当日に署名を頂きます。 ・ 上記（４）（５）（６）の書類についてもメールに添付してください。
（注）１　（１）～（３）及び（６）の書類については、当事業団ホームページ（https://hsj.or.jp）からダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、お問い合わせ下さい。 ２　（４）の書類で、受験申込日までに間に合わない場合は、見通し等をご相談ください。 ３　郵送・メールの場合、書類を受理した旨の連絡をいたしますので、メールアドレス又は確実に連絡がとれる連絡先を申込書に明記して下さい。 事業団から連絡のない場合は、電話連絡をお願いします。（０７２－９７５－５７００） ４．提出いただいた書類につきましては返却いたしませんが、今回の採用試験の目的以外には使用しませんのでご了承ください。	

３　試験内容・日時・会場等

（１）試験内容
論文試験及び個別面接

（２）試験日時
受付後にご相談のうえ決定いたします。

（３）試験会場
東大阪市立障害児者支援センター　レピラ　５階
※公共交通機関等をご利用ください。

（４）受験にあたって障害等により配慮の必要な方は、申し込み時にお申し出下さい。
※自然災害等の発生により、試験を中止する場合は、当事業団のホームページに当日午前７時３０分までに掲載しますのでご確認ください。なお、大規模災害等によりホームページへ掲載することなく試験を中止することがあります。

4　結果通知

試験結果につきましては、試験後２週間以内に当事業団ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、全員に合否通知を発送します。

注）結果が届かない場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

5　合格後の手続き

（１）採用後に、雇い入れ時の健康診断を実施します。

（２）受験要件を満たさないこと、または採用試験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。

（３）受験資格について取得見込みの方は、令和９年３月３１日までに当該資格を取得出来なかった場合は採用されません。

（４）当事業団の職員就業規則に基づき、採用後６か月間の試用期間中に良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

6　勤務場所

東大阪市立障害児者支援センター　レピラ　　東大阪市菱江５－２－３４

7　業務内容

○理学療法士

東大阪市立障害児者支援センター内診療所、はばたき園（児童発達支援センター）、障害者通所事業における理学療法士としての業務を行います。

○看護師

東大阪市立障害児者支援センター内診療所、短期入所事業、はばたき園（児童発達支援センター）、障害者通所事業における看護師としての業務を行います。

※　配属先については、採用時に上記のいずれかの事業に決定します。

※　採用後、法人内の他事業に異動する可能性があります。

業務内容の詳細については、別紙資料又はホームページをご参照下さい。

8　待　　遇

（１）給与：「東大阪市社会福祉事業団職員給与規則」により、給料及び諸手当が支給されます。

令和８年６月１日時点

【１】基本給（業務手当を含む。）

※　既卒者については経験年数に応じ加算あり

※　毎年１月に昇給あり

○理学療法士

・４大卒	￥２３３，０００－
・短大・専門学校卒（３年）	￥２２７，０００－

○看護師

・４大卒（修学年数１６年）	￥２４３，９００－
・短大・専門学校卒（修学年数１５年）	￥２３８，７００－
・短大・専門学校卒（修学年数１４年）	￥２３３，０００－

【２】諸手当

○全職種

扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当等
期末勤勉手当（賞与）　計４．４か月　年２回（６月・１２月）支給（令和７年度実績）

（２）休日・休暇等

土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（１２月２９日から１月３日）
福祉型及び医療型短期入所、日中一時支援事業に配属された場合は、１か月単位の変形労働時間制により土・日・祝日の勤務及び夜間勤務があります。
他、年次有給休暇、特別休暇等があります。
その他の待遇面でのお問い合わせは、事務局へお願いします。

９　応募・問い合わせ先

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団　事務局（担当：中村・松野）
〒５７８－０９８４　東大阪市菱江５－２－３４
東大阪市立障害児者支援センター　レピラ（３階）
TEL　０７２－９７５－５７００　/　FAX　０７２－９６６－１０１１
※土・日・祝を除く午前９時から午後５時まで

１０　障害児者支援センター レピラの見学を希望される方は上記の問い合わせ先までご連絡下さい。

以　上

障害をもった全ての子どもたち・人々が
地域の中でごく当たり前に暮らしていけるよう、その生活と健康を支える

社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団

1980（昭和55）年1月28日設立

ライフステージに沿った「児者一貫」の切れ目のない支援を提供します

子ども発達支援部門　市域における障害児支援の中核的役割を担います

はばたき園（児童発達支援センター）
・親子通園を軸に、幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援

たんぽぽ・こばと教室（療育教室事業）・発達支援の必要な子どもと保護者への支援　市内3ヶ所での実施

発達障害支援センター　PAL（パル）・発達障害の専門機関として発達障害児に特化した療育と相談の実施、地域の事業所への後方支援

はばたき園相談室・乳幼児期の「気になる時期」からの相談、発達支援の入口としての相談機能、医療的ケア児等コーディネーター事業の実施

プランセンターはばたき・障害児者のサービス等利用計画の作成

診療部門　障害に特化した診療所として外来・リハビリ・短期入所を実施します

・診療所での外来診療・歯科診療
・理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションおよび各種検査
・学校園、保育所等巡回指導および市内事業所等への医療的支援
・医療型短期入所、福祉型短期入所および日中一時支援事業

相談部門　市域における相談支援の中核的役割を担います

基幹相談支援センター
・3障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等への相談支援
・地域の相談支援事業所との連携、ネットワーク網の構築
・地域移行、地域定着の促進　・障害児者への人権侵害の防止と制度の利用支援の推進（法人後見含む）

就労生活支援部門　「はたらく」「くらす」を支える総合的な支援システム

東大阪市障害者就労生活支援センター
・就労移行支援事業：一般就労のためのスキルアップや就職活動のサポート
・就労定着支援事業：一般就労に移行した方が、より長く働き続けるためのサポート、ジョブコーチ
・自立訓練事業：①生活訓練　高次脳機能障害者の社会復帰に向けた訓練（運動、調理、認知訓練等）
②機能訓練　身体障害者の機能訓練や自立生活訓練（外出訓練、IADLの獲得、健康管理）
・就労選択支援事業：就労能力の適性を評価し、就労のために必要な課題を整理する（就労アセスメント）

東大阪市障害者就業・生活支援センター　J-WAT
・一般就労を希望する方や就労中の方への就業生活の相談・支援や障害者雇用について企業の相談に対応

地域交流　障害者の社会参加の促進、障害理解の促進を目指した地域との交流事業

・社会参加・自立活動の支援と障害への理解の促進（啓発活動）
・交流スペースの活用や啓発活動、イベントの開催、交流の機会を提供
・会議室などの便宜供与（貸室）

〒578-0984　大阪府東大阪市菱江5丁目2－34
東大阪市立障害児者支援センター　レピラ
Tel. 072－975－5700（代）
Fax. 072－966－1011（代）
https://hsj.or.jp

承認番号 第430067号

（手書き用）

東大阪市社会福祉事業団職員採用試験申込書

※試験成績の通知を希望される方は右の□の中に
○印を記入してください。
（不合格の場合のみ通知します。）

受験番号（記入不要）	
希望する職種	

（令和　　年　　月　　日）

				写真
ふりがな				申込時に必ず貼付 （郵送の場合も貼付） 申込前３ヶ月以内に撮影 脱帽・上半身・正面向き のもの （縦4.0cm×横3.5cm）
氏　名				
生年月日	西暦 年　月　日	性別		
現住所	〒　－			
電　話	自宅	携帯		
mailｱﾄﾞﾚｽ	@			
通知等送付先	〒　－　※現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入			
電　話	自宅	携帯		

	学校名	学部・学科名	卒業年月日	所在地
学歴	1．最終学歴		年　月　卒業・卒見・中退	都道府県
	2．その前の学歴		年　月　卒業・卒見・中退	都道府県
	3．その前の前の学歴		年　月　卒業・卒見・中退	都道府県

	勤務先	雇用形態	職務内容	在職期間	所在地
職歴				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県
				年　月　日～　年　月　日	都道府県

	免許・資格名	級	取得年月
免許・資格			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込
			年　月　取得・取得見込

私は採用試験実施要項に掲げてある受験資格をすべて満たしており、
申込書の記載事項は事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

（氏名は自署してください）

申込書記入要領

1. 記入にあたっては、黒インクで楷書で、ていねいに記入すること。

2. 写真は申込書と受験票の両方に同じ写真を必ず貼付すること。

3. 現住所は番地まで詳しく、マンション等は号室、下宿の場合は○○方まで記入すること。

4. 通知等送付先は現住所以外に通知を希望する場合のみ記入すること。

5. 免許・資格欄は、自動車運転免許・保育士・看護師・理学療法士・社会福祉士等を記入すること。

6. 職歴欄は、自営業も含めて職業上の経験を最初から順にすべて記入すること。
   記入欄が足りない場合は、別紙の職務経歴書を使用すること。

(注意)記入に不正があると、合格を取り消します。

※ 申込書に記載されている個人情報については、本採用試験においてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

東大阪市社会福祉事業団職員採用試験受験票

希望する職種

受験番号 （記入不要）

ふりがな				写　真 ※試験申込書に貼ったものと同じ写真を貼ってください。
氏　名				
生年月日	西暦 年　月　日	性別		

試験会場 ： 東大阪市立障害児者支援センター レピラ
（東大阪市菱江５丁目２番３４号）

【注意事項】

１．受験の際は必ず受験票を持参すること。

２．持参するもの

・筆記用具（ＨＢの鉛筆・消しゴム）

・返信封筒（長形３号）試験結果通知用　※110円切手貼付、受験者住所氏名明記

３．試験会場では係員の指示に従うこと。
指示に従わなかったり不正があれば退場していただきます。

４．試験会場へは、公共交通機関をご利用ください。駐車場は利用できません。

５．試験会場には、集合時間の２０分前から入室が可能です。

※なお、敷地内は全面禁煙です。

【問合せ先】

〒578-0984
東大阪市菱江５丁目２番３４号　　Tel：(072)975-5700
東大阪市社会福祉事業団　　FAX：(072)966-1011
（事　務　局）

（手書き用）

職務経歴書

令和　　年　　月　　日 現在
氏 名

勤　務　先	雇用形態	職務内容	在 職 期 間	所在地
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県
			年　月　日から 年　月　日まで	都道 府県

※申込書の職歴欄で収まらない場合に記入してください。

自 己 紹 介 シ ー ト

氏	名																		

20×20＝400字

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

志望動機シート

氏名																		

20×20＝400字

社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団

誓　約　書

社会福祉法人　東大阪市社会福祉事業団
理 事 長　　井 上　　通 弘　　様

住所

氏名

年　　月　　日生

私は、貴法人の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1　私は、裏面記載の、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
※　なお、本誓約書署名時に同法第２条第７項第６号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。
2　採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

年　　月　　日

本人氏名　　㊞

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第440号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。